

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 健康保険組合に係る各種申請書等の電子化推進	1
2 - 毒物及び劇物取締法の改正について	1
3 - 毒物及び劇物販売業者の倉庫の取扱について	2
4 - グループ会社内における社会保険関連業務の見直し	3
5 - 国民健康保険等の移送費の支給内容の緩和について	3
6 - 毒物及び劇物取締法に関する製造業登録、輸入業登録及び専任の毒物劇物取扱責任者設置に関する規制の見直し(天然/濃縮六フッ化ウランを取り扱う国内メーカーと原子力発電事業者との二重規制の解消)	4

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	28年 11月7日	28年 12月6日	健康保険組合に係る各種申請書等の電子化推進	<p>【具体的内容】 健康保険組合の加入者が行う「健康保険被扶養者(異動)届」、「出産手当金の請求書」、「疾病手当金の請求書」等の各種申請について、加入者の電子署名要件を緩和するなど、電子化を推進する環境を整備すべきである。 健康保険組合が作成する「現金出納簿」、「歳入簿」、「歳出簿」、「収支差引残高簿」等の経理法定帳簿の電子的な管理・提出を推進すべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 健康保険法施行規則第160条において、「健康保険組合は、事業主又は被保険者に関する手続のうちこの省令の規定により書面等により行うこととしているものについては、電子情報処理組織を使用して行うことができる。」と規定されている。電子申請を行うためには健康保険組合の加入者が電子署名をする必要がある一方で、健康保険組合が当該加入者に対して電子署名を強制することはできない。このため、健康保険組合は、「健康保険被扶養者(異動)届」、「出産手当金の請求書」、「疾病手当金の請求書」等の手続きの大部分を紙の申請書を用いて行っている。</p> <p>「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」(昭和61年11月28日付保険発第104号通知)において、「法定帳簿とするものは、会計年度終了時において出力して作成したものとすること。」とされている。このため、健康保険組合は、「現金出納簿」、「歳入簿」、「歳出簿」、「収支差引残高簿」等の経理法定帳簿を紙で管理し、各地方厚生局への提出等を行っている。</p> <p>(b)要望理由 電子化を前提とした運用により、各種申請書や経理法定帳簿の授受・保管等に係る各種コストの抑制および情報漏えい等リスクの低減ならびに健康保険組合の運営効率化を実現したいため。</p> <p>(b)要望が実現した場合の効果 <各種コストの抑制> 紙代ならびに紙資料の郵送、管理(整理整頓などの人的作業が必要)、保管(膨大なスペースが必要)、廃棄(焼却または溶解が必要)等に係るコストの抑制。 <各種リスクの低減> 紙資料の郵送途上の紛失による個人情報等の漏えい、火災等による滅失等のリスクの低減。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省
2	28年 11月12日	28年 12月6日	毒物及び劇物取締法の改正について	<p>販売業を営む場合、現物取扱有と無(商社のように伝票販売のみ)の2種類が存在するが、「現物取扱有」の解釈が明確でないため、法令で定義すべき。 伝票販売のみでも発送の手配(メーカーからユーザーへ現物は直接配送されるが、その配送を運送業者に依頼すること)をすれば、「現物取扱有」になるとする自治体があるが、実際現物を触ることがないのだから、「現物取扱無」になると思われる。 「現物取扱有」とされると、必要のない保管庫を設置させられたり、毒物劇物取扱責任者を設置させられたりする。 運送業者は、法第22条第1項又は第5項で定められる業務上取扱者として、11条、12条第1項及び第3項、16条の2等の規定が課せられる他、運搬時の基準である16条も適用されるため、責任の所在を明確にするためにも、運送の手配をただで販売業者に運送中の責任まで負わせるような二重規制を廃止してほしい。 また、実際に運送中に事故があった場合は、業務上取扱者しか指導していないのが実態である。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	28年 11月13日	28年 12月6日	毒物及び劇物販売業者の倉庫の取扱について	<p>販売業者の倉庫の定義が法令に規定されておらず、全国の自治体で取扱いが異なるので、法令改正を提案する。</p> <p>分置倉庫：販売業者に所有権がある倉庫 寄託倉庫：倉庫業者に所有権がある倉庫 と厚生労働省は解釈しているようだが、そうすると、分置倉庫では規則第4条の4第2項の基準が課されるが、寄託倉庫だと課されないという矛盾が生じる。しかしながら、やっていることは同じであり、意味不明である。 倉庫の一部をテナントのように間借りしているのだから、その中の管理責任は販売業者にあり、販売業者の店舗の倉庫として同様に扱うべき。様々な営業があるが、毒劇販売店舗を含め、所有者から賃貸等して営業しているものは多々あり、倉庫にだけ所有権について考えるのはおかしいと思う。 分置倉庫：販売業者の店舗に付随した倉庫(所有権の有無は関係ない)とし、寄託倉庫かどうかは考慮すべきでない。</p> <p>また、自治体間でまたいで設置された倉庫は、自治体間で解釈が異なるため、実際は申告しないで設置されている。規則4条の4等の解釈も自治体間で異なるため、店舗所在地の自治体では基準適合と説明された構造でも、倉庫所在地の自治体では基準不適合と回答する場合があります。店舗所在地の自治体から倉庫所在地の自治体へ、調査依頼をするかどうかも法令で定められてはおらず、自治体で異なっている。</p> <p>自治体間での法令解釈の違いは、例えば、 ・規則4条の4第1項第2号イ「毒劇物とその他の物の区分」 ・規則4条の4第1項第2号二「毒劇貯蔵場所の施錠」 ・法第11条第1項「盗難紛失防止措置」 について、「毒物劇物だけを専用の保管設備に鍵をかけて保管しなければならない」と解釈する担当者と、「毒物劇物を保管倉庫のなかで区分し、倉庫全体が施錠できる構造であれば良い」とする担当者がいる。</p> <p>小さな店舗なら前述の構造が可能であるが、倉庫業者の倉庫を間借りする場合は、後者が現実的である。危険物、高圧ガス、農薬等に該当する毒劇物もあるため、区分だけしてあればそれぞれが専用である必要はなく、「公衆衛生上嚴重な管理が必要と考えられるもの」のみで専用とし、全体で鍵がかかれば良いと思う。 また、管理については管理簿で在庫管理をさせることを規定する必要があると考える。(現在は、通知レベルであり、法令上明記されていない)</p> <p>自治事務で解釈まで市レベルで異なるのであれば、分置倉庫は、販売業店舗の一部として取り扱うことを廃止し、倉庫は倉庫のある自治体に届出を行う制度とすべきである。また、その際、倉庫の管理を誰が行うかが問題となるが、下記を提案する。 1 店舗と倉庫が〇〇Km以内の場合：販売業店舗の毒物劇物取扱責任者が兼務しても差し支えない 2 店舗と倉庫が〇〇Km以上離れている場合：販売業店舗とは別の実地に管理できる毒物劇物取扱責任者を設置する。 (必ずしも常駐でなくて良い。営業者に雇用されている必要はなく、倉庫業者の資格者を使用しても良い)</p> <p>日本のような小さな国で、規制行政を市単位の自治事務にするのは無駄極まりないと思う。街づくりのようなものは、地方自治で良いが、特に衛生に関する部分が地方ごとに異なるとは思われず、法令のような最低基準を定めるものは、全て法定受託事務とすべき。販売業などは、全国で流通するものなので、基準は国がしっかりと定めるべきである。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
4	28年 11月14日	28年 12月6日	グループ会社内における社会保険関連業務の見直し	<p>[提案内容] 昨今のビジネスアウトソーシングやシェアードサービス化の潮流の中で、企業の給与計算業務を同企業グループ内のシェアードサービス会社が実施するケースが増えているが、社会保険関連業務に関しては社会保険労務士法により、社会保険労務士(法人)でない者は受託できないこととなっており、給与と一体不可分である社会保険業務をあえて外部の社会保険労務士に委託するケースも発生している。これらの業務に関し、グループ社内のシェアードサービス会社が担当する場合、同一会社内で行う業務として(社会保険労務士(法人)に外部委託することなく)対応できるようにして頂きたい。</p> <p>[提案理由] 資本関係のない企業間での業務委託については、業として有償サービスを提供することに他ならず、「複雑・多岐にわたる労働社会保険関連法令に基づく事務を業として適正に遂行する」専門家を然るべき形で確保する為、この法令要件は必然であるが、同企業グループ内でシェアードサービス会社を設ける場合については、企業内活動という性質を強く帯びているため、その企業グループ内に限った社会保険業務はその特定企業で担うことができるように頂くことを要望するものである。</p> <p>親会社のA社に在籍している社会保険担当者は、自社であるA社の社員に関する社会保険業務ができたが、この親会社の資本で100%の専門子会社B社が設立され、この同一人がそのB社に配置換えをされると、その担当者はA社社員の社会保険業務は取り扱えなくなる(現行法制下では単一企業内でなら担当ができることが、100%資本であっても別法人となった時点でできなくなるという点で利便性が損なわれていると言わざるを得ない)。</p> <p>[規制改革による効果] このような配置換えを伴う業務集約化、シェアードサービス化によるオペレーション効率化の流れは、社会保険実務を委託するために、あえて別資本の社会保険労務士法人を選定する必要がなくなり、グループ企業内での資産・人材の有効活用ができるだけでなく、企業の活動コスト低減、専門部署の組織化による知識の集約、それによる更に高いサービスの提供、さらに社員個人の業務負荷軽減にも寄与し、個人のワークライフバランスの実現にもつながる期待もあることから、企業側観点からも社会的要請に応えるための取り組みとして積極的に検討を進めていくべきものと理解している。</p>	(一社)電子 情報技術 産業協会	厚生労働 省
5	28年 11月16日	28年 12月6日	国民健康保険等の移送費の支給内容の緩和について	<p>移動が困難な患者の緊急性により移送された場合は、移送費が現金給付されるが、現状は厚生労働省の通知により、骨髄や臍帯血に係る移送が大半を占めている。しかしながら、支給額は「移植に使用した臍帯血の保存施設から移植実施保険医療機関までの搬送に要した費用については療養費として支給し、その額は移送費の算定方法に準じて算定する。」とされていることから、片道分の運賃のみの支給となっている。臍帯血等は、マイナス196度Cの超低温での凍結試料搬送容器「ドライシッパー(重量15Kg程度)」等を用いて輸送されるが、当該容器の返送料や輸送に係る保険料は支給の対象となっておらず、結果的に患者負担となっている。重篤な患者が安心して療養を受けられるよう、移送に要した費用に返送や保険料等を加え、妥当な範囲で保険者が認めるよう通知の改善を要望するもの。</p> <p>(費用額) 航空運賃 + 医療機関までの配送料 44,000円程度 支給(東京～福岡) 空容器の返送料 3,500円程度 保険料700円程度 はいずれも不支給</p>	個人	厚生労働 省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
6	28年 11月17日	28年 12月6日	毒物及び劇物取締法に関する製造業登録、輸入業登録及び専任の毒物劇物取扱責任者設置に関する規制の見直し(天然/濃縮六フッ化ウランを取り扱う国内メーカーと原子力発電事業者との二重規制の解消)	<p>【具体的内容】 毒物及び劇物取締法(以下「毒劇法」という)においては、毒物及び劇物を販売又は授与の目的で製造/輸入する場合、製造業登録/輸入業登録が必要としているが、原子力発電事業者は毒物又は劇物を直接取り扱う製造所、営業所又は店舗を持たないことに鑑み、 ・実際に劇物にあたる天然/濃縮六フッ化ウランを取り扱っている国内メーカーとの二重規制を撤廃し、製造業登録を不要とすべき。 ・自家使用を目的とした当該物質の輸入については、輸入業登録を不要とすべき。 製造業登録又は輸入業登録を不要とすることが難しい場合であっても、毒物又は劇物を直接取り扱う製造所、営業所又は店舗を持たない事業者の場合、意味をなさない毒物劇物取扱責任者の設置の撤廃を要望する。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 毒劇法第三条において、毒物又は劇物の製造業/輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造/輸入してはならず、登録を受けた場合、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗に専任の毒物劇物取扱責任者を置くことが義務付けられている。</p> <p>(b) 現在、原子力発電所にて使用するウラン燃料を国内で加工するにあたって、原子力発電事業者が自ら使用する目的で海外より天然六フッ化ウランを調達し、国内濃縮事業者にて濃縮を実施した後、濃縮六フッ化ウランを原料として国内加工メーカーに支給し、最終的に完成したウラン燃料を原子力発電事業者が原子力発電所にて受け取っており、その時点からウラン燃料の取り扱いを実施している。一方、濃縮工程で発生した劣化ウラン(ウラン燃料として使用されないウラン)は無償で濃縮事業者に譲渡しており、劇物等の物理的な取り扱いは全てその所有者である濃縮事業者にて実施している。原子力発電事業者としては、物理的に天然六フッ化ウランや濃縮六フッ化ウランを扱わない中、毒劇法上の製造業登録と輸入業登録を実施しているが、これは実際に当該物質を扱っている濃縮事業者と二重規制とも言える。また、天然六フッ化ウランや濃縮六フッ化ウランが物理的に存在しない発電所に毒物劇物取扱責任者を置くことは過剰な規制である。以上を踏まえ、原子力発電事業者の製造業登録及び輸入業登録を不要とするとともに、毒物劇物取扱責任者の設置も撤廃すべきである。</p> <p>(c) 要望が実現した場合、現実にはしていない規制への対応が不要になり、以下の手続き等現行規制対応に要する負担が無くなる。 ・製造業登録及び輸入業登録の更新手続き ・毒物劇物取扱責任者の登録 ・登録事項に変更が生じた際の変更手続き</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省